

長崎市地域包括支援センター  
指定居宅介護支援事業所  
介護保険施設等  
代表者 各位

長崎市高齢者すこやか支援課  
課長 田中 美由紀  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（お知らせ）

平素より、本市介護認定業務に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国（厚生労働省）からの標記の件に係る事務連絡に基づき、本市における要介護認定等の更新申請につきまして、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止の観点から、次のとおり取扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

1 取扱い

介護認定調査や介護認定審査会を実施することなく、前回と同じ要介護（要支援）状態区分のままで、従来の期間に12か月合算（延長）する更新認定を行う。

2 対象者

認定有効期間の満了日が令和2年6月30日までの要介護（要支援）認定の更新申請を行う被保険者であり、前回と同じ要介護（要支援）状態区分のままで、従来の認定有効期間に12か月延長することに被保険者本人又は家族等が同意される方。

なお、今後の状況によっては、「令和2年6月30日まで」を延長する可能性があることを申し添えます。

3 手続き等

- ・介護支援専門員等が代行で更新申請を行う場合は、本人又は家族等に12ヶ月延長の趣旨をご説明いただき、同意を得た上で、申請書右上余白に「〇月〇日12か月延長同意済」と記入してください（同意を得られる際には、12か月延長期間中に状態変化等が生じた場合は、区分変更申請が可能であることも併せてご説明をお願いいたします）。
- ・本人又は家族等が更新申請される場合は、本人又は家族等に12か月延長の趣旨をご説明いただき、申請書の右上余白に「12か月延長希望」とご記入いただくようご連絡をお願いいたします。
- ・申請書の「調査先住所」の欄は介護保険施設又は医療機関等に入居等されている方のみご記入ください（在宅の場合は記入不要）。また、主治医の欄も記入は不要です。
- ・主治医意見書作成のための医療機関への受診も不要となります。
- ・既に更新申請書をご提出されている場合（有効期間満了日が令和2年3月31日、4月30日及び5月31日までの方も含む）は、本人又は家族等に12か月延長の趣旨をご連絡いただき、同意を得た上で、高齢者すこやか支援課認定審査係に電話又は書面（郵送でも可。別紙参考様式を参照）にてご連絡ください。
- ・後日、「介護保険認定結果通知書」及び「介護保険被保険者証」を郵送いたします。

※新規申請や区分変更申請、更新申請でも状態変化等により訪問調査を希望される方の場合は、訪問調査や介護認定審査会による審査・判定が必要であることから、面会が困難な場合は、調査が可能になるまで延期となりますので、予めご了承のうえ申請いただきますようお願いいたします。

また、訪問調査が可能な場合、国から都道府県をまたいだ移動の自粛に係る呼びかけがあることから、調査時における県外のご家族等の方の同席はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

<担当・お問い合わせ先>

長崎市高齢者すこやか支援課 認定審査係

〒850-8685 長崎市桜町 2-22

TEL:095-829-1555/FAX:095-829-1228